

「第5期北九州市障害福祉計画」
「第1期北九州市障害児福祉計画」

令和元年度
成果目標ごとの取り組み実績

目次

- 成果目標（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・P1
- 成果目標（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・P3
- 成果目標（３）地域生活支援拠点等の整備・・・P6
- 成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行支援・・・P7
- 成果目標（５）障害児支援の提供体制の整備等・・・P9

成果目標（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域移行

令和2年度末において、平成28年度末の施設入所者数（1,403人）の9%（127人）以上が地域生活へ移行することを目標とする。

（実施状況）

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末 （目標）
成果目標	—	—	127人以上 （9%以上）
実績 （移行率）	+22人 （1.6%）	+53人 （3.8%）	—
進捗率	17.3%	41.7%	—

ポイント

地域における生活の場のひとつとなるグループホームの整備は着実に進んでいるものの、地域生活への移行は個々の入所者の意向等によるため、目標を達成することは容易ではない。

イ 施設入所者の減員

令和2年度末において、平成28年度末の施設入所者数（1,403人）から2%以上減員することを目標とする。

(実施状況)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末 (目標)
成果目標	—	—	1,374人以下 (2%以上減)
実績 (減少率)	1,381人 (1.6%減)	1,356人 (3.3%減)	目標達成
進捗率	80.0%	165.0%	—

ポイント

施設入所者の高齢化に伴い、入院や介護保険への移行を理由とする退所が多くなり、施設入所者が減っている。

成果目標（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

令和2年度末までに当事者や保健・医療・福祉従事者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための新たな協議の場を設けることを目標とする。

（取組みの現状）

新たな協議の場の設置については、既存の会議体を生かして立ち上げたいと考えており、関係者の意見を伺いながら、設置に向けた検討を進めているところ。

2 精神病棟における入院患者について

ア 精神病棟における1年以上長期入院患者数

令和2年度末の精神病棟において、

- 65歳以上の長期入院患者を1,250人以下
- 65歳未満の長期入院患者を 766人以下

とすることを目標とする。

(実施状況)

		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末 (目標)
65歳以上	成果目標	—	—	1,250人以下
	実績	1,552人	1,508人	—
65歳未満	成果目標	—	—	766人以下
	実績	703人	678人	目標達成

※厚生労働省の公表方法変更により、平成30年度末は北九州市、令和元年度末は北九州保健医療圏（北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）の数値。

ポイント

更なる地域移行の推進のためには、医療と福祉の連携強化と併せて、生活の場、居場所・活動の場、見守り・支援など「地域の基盤づくり」を進める必要があり、「協議の場」において検討を進める。

イ 精神病棟における早期退院率

令和2年度における退院率を、入院後3か月時点で61%以上、6か月時点で83%以上、1年時点で90%以上とすることを目標とする。

(実施状況)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標年度)
入院後3か月時点 (目標：61%)	62%	61%	目標達成
入院後6か月時点 (目標：83%)	82%	78%	—
入院後1年時点 (目標：90%)	90%	85%	—

ポイント

更なる早期退院の推進のためには、入院早期からの医療関係者と福祉関係者の連携が重要であり、措置入院患者の退院後支援の事例などを基に「協議の場」で検討を進める。

成果目標（3）地域生活支援拠点等の整備

1 地域生活支援拠点等の整備

地域生活拠点等（地域生活拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））について、令和2年度末までに少なくとも1箇所を整備する。

（取組みの現状） R2の現状

地域生活支援拠点に求められる機能のうち、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ機能」の2つの機能から整備できるよう、予算を確保し、具体的な整備を進めている。

成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行支援

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和2年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の数を、平成28年度の一般就労への移行実績（177人）の1.5倍（266人以上）とする。

（実施状況）

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末 （目標）
成果目標	—	—	266人以上 （1.5倍以上）
実績 （対H28増加数）	194人 （+17人）	+229人 （+52人）	—
進捗率	19.1%	58.4%	—

ポイント

ハローワークや福岡県との共催による「障害者雇用促進面談会」や「障害者雇用促進セミナー」、また就労移行支援事業所の職場見学会を行うなど、関係機関と連携しつつ目標達成に努める。

イ 就労定着支援による職場定着率

令和2年度末において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上を目標とする。

(実施状況)

年 度	実 績
平成30年度	事業所10箇所全てが平成30年10月開設のため、算出不可。
令和元年度	事業所11箇所において、支援を開始してから1年後の職場定着率は8割を超えている。
令和2年度	目標達成

ポイント

就労移行支援事業所や就労定着支援事業所を対象とした懇談会を開催し、職場定着支援についての講演や事例紹介、意見交換などを行い、定着支援についての理解を含める取り組みを実施した。

成果目標（5）障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、令和2年度末までに、保育所等訪問支援の対象を乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数の増加を目標とする。

（取組みの現状）

児童発達支援センターは、着実に利用者が増加しており、今後も継続して適切な運営に努めていく。

また、保育所等訪問支援は一定数のニーズがあるため、今後も障害のある子どもが適切に利用できるよう情報提供を行っていく。

イ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保について

- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業所の新規開設を支援する。
- 重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、**居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る**ことを目標とする。

(取組みの現状)

令和2年6月現在、医療型児童発達支援事業所及び居宅訪問型児童発達支援事業所はないが、集団指導の際には、制度や報酬等に関する情報提供を行っている。令和2年度は新たに居宅訪問型児童発達支援事業所の新規指定に向け、支援を行う。